

令和2年度 手話言語条例推進方針等に係る懇話会 会議録

- 1 日時 令和3年3月17日(水) 午後2時～3時30分
- 2 場所 みぶ身体障害者福祉会館(2階 研修室)
- 3 出席委員 志藤修史委員, 岩城宏允委員, 植松明彦委員, 音川真由美委員, 河崎佳子委員, 栗林純子委員, 寺田玲委員, 中山昌一委員, 橋本英憲委員, 渡辺久美委員
水木さくら氏(オブザーバー参加(橘千里委員代理))
- 欠席委員 芦田雅哉委員, 平田えみり委員, 北見貴志委員, 城野健司委員,
高島通隆委員, 橘知里委員, 兵庫美砂子委員
- 事務局 保健福祉局障害保健福祉推進室
徳永室長, 山崎社会参加推進課長, 臨社会参加推進係長, 伴担当
- ※ 朝日新聞京都総局 向井記者が取材

4 次第

- (1) 開会
- (2) 自己紹介
- (3) テーマ等
 - ・ 「施策の推進方針」に基づく事業の進捗
 - ・ 意見交換
- (4) 閉会

(事務局からテーマ等について説明の後, 意見交換)

志藤座長

説明のあった取組実績について, 御質問あるいは御意見等を頂戴いただきたい。

渡辺委員

「市ホームページ内に, 手話に関するページを新設し, 手話講座動画の掲載や, 聴覚障害の特性, 手話通訳者の仕事内容, 手話サークルの紹介, 手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。」の今年度実績と同じ内容が, 「市ホームページに掲載している行政情報について, 手話による情報発信を促進する。」の今年度実績にも書かれている。記載場所としては, 後者が正しいと思う。前者の項目では, 手話に対する理解促進のためのコンテンツや手話サークル, 手話のPRなど, そういった情報を提供することとしているが, そういった動画は, 作成されていない。今年度, コロナ禍で手話サークルの会員が減り, また, 3密回避のため, いつもより大きい部屋を借りなければならず, 苦勞しながら, 活動を続けている。手話を広めるため, ホームページへの掲載等で広く周知できる場を早く設けて欲しい。

事務局

記載箇所の御指摘はごもっともである。市のホームページへの紹介等ページの新設について, 予算の都合も多分にあるが, 改めて検討する。

中山委員

先程の渡辺委員の御意見について, 少し補足をしたい。ホームページを拝見した。コロナに関する市長メッセージ等に, 手話を付けて公開されている。ホームページから手話で情報を取ることができるようになり, 以前に比べて良くなった。市長の記者会見動画への手話の添付も, 前は1週間ほど掛かっていたが, 最近では, 翌日に手話がついて, 発信されている。

質問だが, しゅわしゅわ京都の映像が, ホームページに掲載されているが, 視聴数, アクセスの数はどのような状況か。また, しゅわしゅわ京都の映像の最後に, 問い合わせ先として市聴言センターの電話番号があったが, 市聴言センターにしゅわしゅわ京都を見た, もっと手話を学びたい, といった問い合わせはどの程度あったのか。教えてほしい。

事務局

しゅわしゅわ京都の視聴数について, 直近で確認していないが, 昨年度時点で概ね1500～2000件ぐらいだった。動画を見られた方からの問い合わせ件数は, 市で把握していない。

岩城委員

明確な数字を私も把握できていないが, ほぼ問い合わせはなかったように聞いている。

橋本委員

「市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。」について、これはどういうホームページか。URLがあるのか、教えていただきたい。

事務局

令和2年度に作成した手話動画は、「きょうと動画情報館」というYouTube上で京都市のコンテンツを全て集めたページがあり、そちらに掲載している。また、委員の皆様はURLをお送りする。

橋本委員

次に、意思疎通者が業務中に事故を起こした場合やコロナに感染した場合、補償規定ができたということについて、今回初めて聞いた。具体的にどういった規定か伺いたい。

事務局

これまで、京都市等から委託している手話・要約筆記・盲ろう介助の3種別の意思疎通支援者について、聴言センターの職員でも市職員でもないため、労働災害、公務災害の補償が適用できなかった。今般、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、意思疎通支援者におかれては、自身が感染してしまうことや、感染を拡大させてしまうことを大変不安に思われているということについて、市や聴言センターに多くの御意見をいただいた。また、聴言センターで意思疎通支援者向けに加入しているボランティア保険に、新型コロナウイルス感染症等に対応する追加の補償プランが新設されたことを踏まえ、その追加プランに加入するとともに、聴言センターにおいても、意思疎通支援者向けの感染症補償規定、傷害見舞金規定を制定されたものである。

橋本委員

コロナが心配で、意思疎通支援者が大変苦労しているという話は、何度も聞いている。そういった不安を取り除くためにも、補償規定があることをPRする必要があると思う。今回、初めて制度として設けたものか。また、補償を受けるためには、意思疎通支援者がボランティア保険に自ら入っていないと駄目ということか。

事務局

今回御紹介したボランティア保険については、手話通訳者や要約筆記者が個人で加入いただくものではない。市聴言センターで、まとめて加入されている。意思疎通支援者の皆様には、追加プランへの加入時点で、新たに補償を設けたということ、市聴言センターから周知されていると伺っている。

橋本委員

私が知っている範囲では、ボランティア保険は任意加入だった。自身が活動しているサークル、団体から時々、メールが来て、不安なので、有料で保険に入っている。ボランティア活動する場合に、自動的に保険加入するようなシステムを作っていただけないか。ということが一つ。

次に「(3)②3番目の学生や市民の手話ボランティアによる支援のコーディネートについて検討する。」の項目であるが、聴こえる人や要約筆記者等に手話を覚えてもらいたいと考えている。どういったコーディネートを考えているのか、具体的に教えてほしい。

事務局

まず、前段のボランティア保険のことで補足する。ボランティア保険は、活動する内容に応じた加入であり、意思疎通支援者に対しては、市や府から委託をしている意思疎通支援事業に係る保険に、市聴言センターでまとめて加入している。意思疎通支援者の方が、地域活動等、全く違う内容のボランティア活動をされていて、そこで事故等に遭われた際には、恐らく、市聴言センターで加入をしている保険は適用されない。その点御理解いただきたい。

2点目の「学生や市民の手話ボランティアによる支援のコーディネートについて検討する。」について、第1期の推進方針で項目を設定して以降、具体的な進捗がない。これまでの懇話会でも議題に挙げたが、手話通訳者でないボランティアの方に、どこまでの範囲の通訳活動をしてもらえるか、ボランティアとして活動する側、もしくは支援を受ける側にどこまでのニーズがあるか、また、双方の母数が潜在的にどれぐらいの人数であるか、といった点が不明確で、具体的な検討方針が立てられていない。これについて、本市としても、懇話会ごとに皆様に意見を求めているような状況となっている。具体的なお答えが難しいという点、御理解いただきたい。

音川委員

先ほどボランティア保険の話が出たので、少しお話ししたい。登録手話通訳者も、新型コロナウイルス感染症の影響で、漏れなく自粛をしており、派遣依頼がびたりと止まった。あまり情報もない中で不安に思うこともあり、必要とされないのなら、また、収入にもならないのであれば、いっそ辞めてしまおうかという声も聴いた。それでも、コロナ禍でろうあ者が病院にも行かなかったかという、そうではなかった。後から聞いた話では、その間の手話通訳は、市聴言センターの職員が対応していた。その理由が、先程、話に挙がったボランティア保険が、新型コロナウイルス感染症に適用されないということであった。つまり、私たちはボランティアみたいなものであり、身分保障のない危うい立場にいたということ。

この間、活動から引退される手話通訳者のスピードが、高齢化も含め早くなっている。一方、引退される手話通訳者の数に対して、手話通訳者になろうという人の数が少なく、支える側の分母が少ない、減っていく中での活動となっている。去年だったか、作業部会を作ってはどうかと、渡辺委員から御意見があった。手話通訳の将来のことを、我々だけで考えても、京都市と協議していても、なかなか良い案が浮かばない。すぐに解決することが難しいと思うが、年1回の懇話会ごとの話し合いをするよりも、年に2~3回と集まり、もう少し詰めた話ができれば良いと思う。手話通訳者派遣制度自体が、将来は、なくなってしまう制度かもしれない。しかし、今、必要とされているのであれば、維持するために、皆さんのお知恵を借りて検討ができれば良いと思うので、よろしくお願ひしたい。

事務局

先程、議題に挙がった「市民、学生ボランティアの支援のコーディネート」の項目を含め、行政側だけで進めにくい事項について、分科会、作業部会というものを設け、懇話会委員の中でもコアな関係者で集まっていたら、方向性を導きませんかということについて、御提案したのが、一昨年度であったと認識している。結局、昨年度の懇話会において、作業部会を設けることなく、個別に団体等から御意見を伺う形で、推進方針の改定を行ったことから、作業部会の件については、こちらとして一旦、話が流れたという認識をしていた。

また、昨年10月頃に京都手話通訳問題研究会と本市で、懇談会を開催し、たくさん有意義な御意見、御質問等いただく機会があり、私ども、非常に勉強になる場所があった。そういった形で、個別の団体と意見を交わしていく形が良いのか、この懇話会に附属する会議体を設け、関係者が集まるような方法が良いのか、事案によって、また、検討のパンによって、色々考え方があろうと思う。私どもの方で、一番物事がきちんと収まりやすい方法を見据えて、場合によっては個別にお声掛けさせていただき、場合によっては関係者で集まり、御意見をお伺いする機会を持っていきたい。

渡辺委員

記録を見返したところ、昨年度の懇話会で、京都市からそういった協議の場が設けられず申し訳ない、お詫びするという文言が残っているので、今年度、そういった協議の場がどこかで開催されると認識していたのだが。

事務局

第2期の推進方針を策定する、それに向かった作業部会ということで、私ども認識をしていた。しかし、作業部会でなく、懇話会を複数回開催することで、第2期推進方針を昨年、策定したので、今の時点で作業部会を改めて設けるとする考えはない。

渡辺委員

結論としては、これからも、そういうことはしないということか。

事務局

先ほど音川委員に御説明させていただいたとおり、項目であったり、検討パンに合わせて個別に考えていきたい。今の時点で、どの項目に対して、どういう形で作業部会を設ける、といった具体的な考えはないということで御理解いただきたい。

中山委員

「救急搬送等の緊急時に、消防隊員や医療従事者等の要請に応じて、迅速に手話通訳者を派遣する。」の項目について、この連絡方法は、スマホかNet119になるのか。私の場合、Net119に登録しているので、これでまず消防局に来てもらう。消防局がろう者だと分かれば、

すぐに市聴言センターに連絡される。その後で、病院に通訳者が来るというような話だったと理解している。救急の場合、病院で手話通訳者とろう者が会うイメージだと思うが、消防の場合のイメージが分からない。例えば、私の家が火事で通報をして、私がろう者だと分かれば、消防隊員と一緒に手話通訳者が来られるのか。そのあたりの状況をお伺いしたい。

事務局

緊急時の手話通訳者派遣事業について、まず、派遣依頼をするのは、聴覚障害のある方でない。聴覚障害のある方が、けがをされた場合や事故に遭われた等の緊急の状況で、それに対応する消防・救急隊員や警察官、医療機関の職員が、コミュニケーションがなかなか取れずに困った状況になる。そういった場合に、消防や医療機関の側から、市聴言センターに派遣依頼が行われる。市聴言センターでは、夜間・休日に派遣調整できる体制を構築しており、なるべく速やかに現場に手話通訳者が向かえるよう、事前に市域をいくつかのブロックに分け、ブロックごとの手話通訳者名簿も調整して、派遣調整を行うものである。

このため、手話通訳者の到着が、消防隊員等と同時にすることはない。Net119の場合は、通報者が聴覚障害のある方であると事前に分かっているので、少し調整が早まるかもしれないが、基本的には、消防隊員が到着し、話を始めたタイミングで、救護対象者が聴覚障害のある方だと分かる。

この制度は、市聴言センターが開いていないから病院行くのをやめよう、警察に連絡するのをやめよう、そういう風にろう者、聴覚障害のある方が、緊急の事案も意思疎通が難しいことで通報等を見送ってしまう、それで手遅れになってしまうということ避けたいという観点から出発している。緊急の場合、まずは110番、119番、病院に駆け込むという、そういう対応を取って欲しく開始した制度である。

なお、参考に、夜間、休日の通訳依頼は、今年度で約50件あったが、例えば月曜朝一で病院に行きたい等、何れもいわゆる緊急の状況ではなかったと伺っている。

中山委員

問題は、Net119の場合、通報している人に手話通訳が必要であるかがはっきりしていないこと。通報をして、消防隊員が到着して、やっと消防隊員は、通報者が聴こえない人で手話通訳が必要ということが分かる。それから手話通訳者を呼ぶとなると、タイムラグがある。

Net119は全国統一のシステムなので、すぐに改善は難しいが、市独自でシステム上で、手話通訳者が必要だという定型文を用意しておき、通報と併せて発信できるようにしていただきたく、そういった交渉を市消防局にもしていきたい。また、そのようなシステムができた折には、利用者に周知していただきたいと考えている。

事務局

中山委員がおっしゃるとおり、例えばNet119のチャット機能で、手話通訳者派遣を依頼するということを書いていただくと、もちろん、その分、現場に到着してからよりも、手話通訳者の調整は早まると思う。今いただいた御意見は、私どもから消防局にはお伝えする。

岩城委員

「聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒含む、その家族等への啓発及び情報提供」について、今年あまり活動ができなかったが、来年度は是非、当法人の事業も含め、一緒に推進できればと思う。宣伝も兼ねて、カラー刷りの資料2枚（別紙「参考資料」参照）を配布したので、御紹介させていただく。

一つ目が「にじっこ学習」という勉強会を実施している。聴こえない方にお話をいただき、聴こえに障害があるお子さんと親御さんに来ていただく。

もう一つが「にじっこ」だが、府聴言センターで、就学前のお子さんの難聴相談窓口を行っている。お子さんや親御さんが悩みを出し合い、相談する場であり、手話に触れていただく大事な機会でもある。また、市聴言センターでも「にじっこ二条」を行っている。就学前の子を「にじっこ」と呼び、集まる機会を設けている。親御さんは、子どもさんの将来を不安に思っておられ、同じ悩みを持つ親御さんの交流の場としており、充実させていきたい。また、今後は、保健師さんや色々な機関と連携し、より効果的に運営していきたい。

また、本日、兵庫委員や芦田委員がおられれば、是非、御報告いただきましたかったが、難聴のお子さんのスクリーニング検査、早期発見とその後の支援体制について、府検討会が先日設けられた。医療と教育、福祉の関係団体が集まって、聴覚障害を早く見つける、そのための公費助成の

あり方や、その後の相談支援体制を、業種を超えてより円滑に図るという趣旨であり、京都市でも推進いただければと期待している。

事務局

京都市でも、令和2年度から新生児スクリーニング検査の費用助成を開始している。所管が子ども若者はぐくみ局になるが、いただいた御意見を担当局にもお伝えし、ともに検討できればと思う。

河崎委員

「(3)手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関する事。」に含まれる取組のうち、「①当事者（聴覚に障害のある乳幼児，児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供」の「当事者」には、「（乳幼児と児童生徒含む）」とある。一方、「②当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進」の「当事者」には、それが無いにもかかわらず、項目名に「獲得及び習得」という文言が含まれている。「獲得」という表現は、乳幼児を対象としたものと思うが、列記されている取組項目の中に、乳幼児や幼い子どもを対象とした内容が入っていないことを、非常に残念に思う。

昨年の懇話会の摘録を見ると、兵庫委員の発言の中で、聴覚の活用と手話は「or」でなく「and」で考える世界になっていく、とあった。人工内耳で聴覚を活用しつつ、手話に出会い、豊かな言語体験をして、バイリンガルになっていく子どもたちも、どんどん生まれる時代になっている。「にじっこ」をきっかけに、親御さんが手話を知る、そこで終わるのでなく、子どもたちが実際に手話を獲得し、御家族も手話を習得していくのを目指していければと思う。

その意味で、項目①②とも「当事者」には、乳幼児・児童を含めて考えれば良い。そうなれば、人工内耳を活用する子どもも、手話を獲得する子どもも、同じ目線で捉えて支援できる。

京都市では、母子保健事業やうさぎ園等の療育支援において、手話をどういった形で捉え、親御さんに紹介されているのか。また、聾学校での早期支援も、かつては聴覚の側面だけだったが、今はどうなっているのか。

これらを一緒に考えて、情報共有できる場が必要だと考えている。

事務局

昨年度、子ども若者はぐくみ局に確認したが、母子保健活動、療育支援の中で、手話が明確に支援の選択肢として組み込まれていないと伺った。このため、新たな取組として、母子保健や児童支援に関わる職種・職域の職員に、手話を理解してもらい取組をしたいと考え、「難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や母子保健等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。」の項目を新たに推進方針に盛り込んだ。

今後、研修内容等の調整の中で、御意見のことについて深めてまいりたいので、その折はよろしくお願ひしたい。

中山委員

少し前に、手話言語条例に関する関係者で集まり協議をしたところ、次のような話が出た。

区役所・支所の障害保健福祉課に手話通訳者が配置されており、その隣にある子どもはぐくみ室では、難聴児の親御さんも相談されている。手話通訳者は、手話に関連した支援の必要性を認識しているが、その必要性を子どもはぐくみ室の職員は認識していない。そういったもどかしさを抱えていると聞いた。

事務局

区・支所の手話通訳者は、あくまで通訳行為のみを業務として設定しており、ソーシャルワークは含んでいない。通訳行為には対応できるが、難聴児やその親御さんに対して、どういった支援に繋げていくかは、現状、設置の手話通訳者では対応しかねる部分である。手話通訳者自身のもどかしい思いの部分も含め、我々も認識しており、「難聴児やその保護者が早期から適切な支援を受けることができるよう、障害福祉や母子保健等に従事する市職員に対して、聴覚障害や手話の理解促進に向けた研修会を実施する。」の項目を設定したところ。この研修を通じ、周囲の職員の理解・認識を高めていきたい。

中山委員

市職員が全国手話検定4級を受けるということについて、費用の公費負担はありがたい。実際の受験者数は何人か。

事務局

手元に資料がなく、分かりかねる。

中山委員

出前トークというのがあるが、市民向け講座で手話言語条例とは何かというテーマがある。これは手話自体を教えるものではなく、市の手話言語条例について説明するもの。市民に手話を広めるという意味での出前トークであれば、受講者が無料で手話を学べる方が良いと考えるので、是非、手話体験も合わせて実施して欲しい。

事務局

出前トークについては、市職員が市政に関する情報を市民の皆様に直接伝える取組である。手話体験等、もう少し魅力的な講義内容とされたいとの御意見と受け止め、あり方について検討したい。

岩城委員

「避難所等において、当事者が手話により情報を獲得し、意思疎通を図れる仕組みの整備に向けた検討を進める。」の項目について、聴言センターでも、今後、大災害が起こった場合の派遣調整や各避難所への情報保障の在り方など、まだ対応を十分に計画ができていない。情報保障については、実際、たまたま、その場に居合わせた手話をできる方に担ってもらうことも必要になると思う。また、聴言センターは、福祉避難所として指定を受けている。聴覚障害者の受入に特化した方が良いのか等を含め、関係者と話し合いたく、また相談させてほしい。